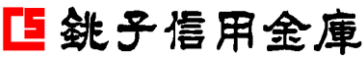


納税準備預金

令和4年9月1日現在

項 目	内 容
商品名	納税準備預金
特徴	租税納付を目的とした預金です。 払戻しは原則として預金者またはその同居親族が納付しなければならない国税（利子税、延滞税、各種の加算税および印紙税法の規定による過怠税を含む）および地方税（延滞税および各種の加算税を含む）に限られます。 納税の場合は、納付書等により当金庫が直接収納します。 なお、納付書の種類により当金庫が直接収納できない場合は、自己宛小切手を交付して収納機関への納付を依頼します。
納付できる租税のおもな種類	・申告または更正決定後によって納付する所得税・法人税・相続税 ・事業者が国に納付する物品税、酒税等国税 ・事業所が都道府県市町村に納付する事業税・入場税・遊興飲食などの消費税・入湯税・市区町村民税・固定資産税等の地方税 （注）国民年金は租税ではありません。
ご利用いただける方	・法人、個人の方 ・反社会的勢力に該当しない方
お預入金額	1円以上（1円単位）
お預入期間	期間の定めはありません。
お預入方法	随時お預入れできます。 現金、小切手その他の証券類、他口座からの振替、振込でのお預入れができます。 ただし、証券類でのお預入れの場合は、その証券類の決済日がお預入日となります。
払戻方法	預金者等が租税納付する場合に限り払戻しできます。 ただし、次の場合は租税の納付以外の理由による払戻しを行うことができます。 （１）災害による資産の甚大な被害およびその他やむをえない理由により、預金者が資金を必要とすることを当金庫が認めたとき （２）元金に繰り入れた利子相当額の払戻し （３）納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合
お預入利率	変動金利
適用利率	お預入時の店頭表示金利を適用利率として適用します。
お利息	年2回（3月、9月）の当金庫所定の日にお支払いします。
お利息の計算方法 （付利単位100円）	毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます）1,000円以上について1年を365日とする日割りで計算します。 ただし、租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中のお利息は、店頭表示された普通預金利率によって計算します。
税金	お利息には所得税がかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人は20.315%（国税15.315%、地方税5%）がかかります。 ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定められる一定金額以下のときには所得税はかかりません。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※法人のお客さまには、2016年1月1日以降、お支払するお利息から地方税5%の特別徴収は行われておりません。

納税準備預金



商品概要説明書

項 目	内 容
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）
譲渡、質入れ	譲渡、質入れすることはできません。 ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基づいてのお取扱いとなります。
手数料	再発行手数料 通帳 1, 1 0 0 円
苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・この預金は「納税準備預金規定」によりお取扱いします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます。 ・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。

納税準備預金